

西部少年軟式野球連盟

連 盟 規 約

第一章 【名称及び事務所】

第1条 本連盟は、任意西部少年軟式野球連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所は、運営部長宅に置く。②
本連盟の事務所は、理事長宅に置く。②

第二章 【目的及び事業】

第3条 本連盟は、少年野球を通じて児童の体力の向上と不良化防止、健全な精神の育成をはかる事を目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

第1項 春季、秋季、新人戦の各大会の開催。

第2項 少年野球の技術向上に関する事。

第3項 各球団の審判員に対する講習会等の開催。

第4項 その他目的達成に必要な事項。

第三章 【組織】

第5条 本連盟は、東村山市及びその周辺の球団をもって構成し、次の要件を備えたチームで組織する。

第1項 第7条の規定に従い連盟に登録し、所定の会費を納入されたもの。

第2項 スポーツ安全協会障害保険に加入したもの。

第四章 【選手資格及び登録】

第6条 本連盟に登録される選手は、前条に規定された児童で心身堅固にして他の模範となる野球愛好の少年とする。

第7条 登録される選手は小学生に限られ、次により行うものとする。

第1項 登録は毎年行う。

第2項 登録選手は20名までとする。①
登録選手は25名までとする。①

第3項 二チームにわたって同一選手の登録は出来ない。

第4項 登録された選手に変更が生じた場合は、理事会の承認を得なければならぬ②
登録された選手に変更が生じた場合は、事務局へ報告する事②

第五章 【役員】

第8条 本連盟に次の役員を置く。

理事長	1名	
副理事長	2名	
常任理事	若干名	(運営部、審判部、事務局、会計)

会計監査 1名

第9条 前条の役員は、理事会で選出し総会で承認を得るものとする。
なお、役員は連盟に登録する各球団より最低1名以上選出するものとする。

第六章 【役員の仕事・任期】

第10条 本連盟役員の仕事は次のとおりとする。

第1項 理事長は、連盟を代表し常任理事と共に常時連盟事業の企画執行にあたるものとする。

第2項 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故ある時は、その職務を代行する。

第3項 常任理事は、連盟事業の直接的運営にあたり、円滑な推進を行うものとする。

第4項 会計監査は、連盟業務の財務を監査し、総会で報告するものとする。

第11条 第8条の役員の任期は一年とする。ただし再選は妨げない。

第七章 【会議】

第12条 総会は、本連盟の最高決議機関であり、登録各球団の代表者(監督)をもって組織する。

第13条 総会は、毎年一回理事長が招集し次の事項を付議決定するものとする。

第1項 前年度事業及び会計報告の件。

第2項 今年度事業及び予算計画の件。

第3項 役員改選に関する件。

第4項 規約の改廃等に関する件。

第5項 その他重要な案件に関する事。

第14条 第8条の役員のうち会計監査をのぞく役員で理事会を組織し、本連盟の目的遂行のため必要に応じて理事会を開催できるものとする。

第15条 総会、理事会とも副理事長が議長を務めるものとする。

第八章 【会計】

第16条 本連盟の会計年度は、1月1日に始まり12月31日をもって終わるものとする。

第17条 本連盟の経費は、連盟登録費・大会費・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てるものとする。

第18条 連盟登録費は、年間一球団四千元、大会費は一大会一チームにつき四千元とする。

第九章 【附則】

第19条 本連盟登録球団は、連盟主催の各大会に出場できる。

第20条 大会の組合せは、各大会ごとに行う出場チームの抽選会にて決定する。

第21条 本連盟は、別に定めのない限り大会規則は公認野球規則を準用する。

第22条 本規約は、昭和55年 5月 1日より施行する。
昭和62年 4月 1日一部改正する。
平成12年 3月12日一部改正する。
①平成18年 7月25日一部改正する。
②平成30年 3月 3日一部改正する。

1

1

1

改訂項目

1

2

0

0